

電気通信大学大学院博士後期課程学生支援プロジェクト実施要項

制定 令和3年9月8日 要項第2号

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）における優秀な博士後期課程学生に対し、生活費相当額及び研究費の支給やキャリア開発・育成コンテンツの提供等を一体的に推進するための博士後期課程学生支援の取組（以下「博士後期課程学生支援プロジェクト」という。）を実施するため、本学に、事業統括を置く。

2 事業統括の下に、博士後期課程学生支援プロジェクトを実施するため、運営チームを置き、次に掲げる組織をもって構成する。

博士育成システム推進室

事業統括委員会

(事業統括)

第2条 事業統括は、博士後期課程学生支援プロジェクトの運営責任者として、本学の教授のうちから学長が任命する。

2 事業統括は、優秀な博士後期課程学生の選抜並びに当該博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供を実施し、専門分野の異なる博士後期課程学生の研究と相互触発(マルチディシプリナリー)を推進するものとする。

3 事業統括の任期は、任命の日から博士後期課程学生支援プロジェクトの実施期間終了日までとする。

4 事業統括の任期中やむを得ない事由により、その任務継続が困難な状況となったときは、学長の指名する理事がその任務を臨時代行するとともに、事後の対応について学長は関係機関と協議を行うものとする。

(博士育成システム推進室)

第3条 博士育成システム推進室（以下本条において「推進室」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 副室長 若干人

(3) 室員

2 推進室は、別に定めるところにより、博士後期課程学生支援プロジェクトに係る業務を処理する。

3 室長は、推進室の業務を掌理するものとし、事業統括をもって充てる。

4 副室長は、室員のうちから室長が指名する。

5 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代理する。

6 室員は、本学の職員のうちから、学長と協議のうえ室長が選出する。

7 室員は、別に定めるところにより、推進室の業務をそれぞれ分掌する。

8 前各項のほか、推進室に、各ラボその他の運営チームを支援するため、必要に応じて研究支援者、非常勤職員その他の職員を置くことができる。

(事業統括委員会)

第4条 事業統括委員会(以下本条において「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事業統括
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 事業統括が指名する室員
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 委員会は、次に掲げる事項について総括的な審議を行うほか、必要に応じて、事業統括に対して支援し及び助言するものとする。

- (1) 運営チームの構成に関すること
- (2) 選抜に係る応募要件に関すること
- (3) 選抜に係る募集及び事業広報に関すること
- (4) 選抜に係る審査の項目及び評価基準に関すること
- (5) その他博士後期課程学生支援プロジェクトに関する企画立案に関すること

3 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されるまでは、事業統括がこれを召集し、その議長となるものとする。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

8 前各項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、博士後期課程学生支援プロジェクトの実施に関し必要な事項は、事業統括委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この要項は、令和3年9月8日から施行する。

2 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施期間終了日は、令和8年3月31日とする。